

議 決

承認申請者 東部方面総監
陸将 泉 一成

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将 泉 一成（以下「申請者」という。）は、平成21年7月21日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、トヨタ自動車株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 トヨタ自動車株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、統合幕僚会議事務局第3幕僚室長（平成16年7月22日から平成17年7月27日）、第8師団長（平成17年7月28日から平成18年8月3日）、統合幕僚副長（平成18年8月4日から平成19年7月2日）及び東部方面総監（平成19年7月3日から平成21年7月21日）であるが、当該期間中において、防衛省とトヨタ自動車株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、統合幕僚会議事務局（平成16年7月22日から平成17年7月27日）、第8師団（平成17年7月28日から平成18年8月3日）、防衛省（平成18年8月4日から平成19年7月2日）及び陸上自衛隊（平成19年7月3日から平成21年7月21日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら
在職機関とトヨタ自動車株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度

におけるトヨタ自動車株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.03%）は、25%未満である。

- 3 申請者がトヨタ自動車株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、陸上自衛隊の防衛構想を踏まえた陸上自衛隊装備品（高機動車）の研究開発に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者のトヨタ自動車株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 陸上自衛隊幹部学校長（兼）目黒駐屯地司令
陸将 三田 克巳

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将 三田 克巳（以下「申請者」という。）は、平成21年7月21日付で自衛隊を退職し、平成21年12月1日付で、株式会社日立製作所に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社日立製作所は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、東北方面総監部幕僚長（兼）仙台駐屯地司令（平成16年7月22日から平成18年3月26日）、第1師団長（平成18年3月27日から平成19年3月27日）及び陸上自衛隊幹部学校長（兼）目黒駐屯地司令（平成19年3月28日から平成21年7月21日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社日立製作所との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、東北方面総監部（平成16年7月22日から平成18年3月26日）、第1師団（平成18年3月27日から平成19年3月27日）及び陸上自衛隊幹部学校（平成19年3月28日から平成21年7月21日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と株式会社日立製作所との間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社日立製作所の売上額又は仕入額等

の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が株式会社日立製作所において就く予定である顧問の地位の職務内容は、陸上自衛隊の防衛構想を踏まえた陸上自衛隊装備品（施設器材）の研究開発に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社日立製作所への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 東北方面総監
陸将 宗像 久男

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将 宗像 久男（以下「申請者」という。）は、平成21年7月21日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、株式会社日本製鋼所に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社日本製鋼所は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、陸上幕僚監部防衛部長（平成16年7月22日から平成17年7月27日）、第6師団長（平成17年7月28日から平成18年8月3日）、陸上幕僚副長（平成18年8月4日から平成19年7月2日）及び東北方面総監（平成19年7月3日から平成21年7月21日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社日本製鋼所との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、防衛省（平成16年7月22日から平成17年7月27日）、第6師団（平成17年7月28日から平成18年8月3日）、防衛省（平成18年8月4日から平成19年7月2日）及び陸上自衛隊（平成19年7月3日から平成21年7月21日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と株式会社日本製鋼所との間で締結された契約の総額が当該年度における株式会

社日本製鋼所の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも11.75%）は、25%未満である。

- 3 申請者が株式会社日本製鋼所において就く予定である顧問の地位の職務内容は、陸上自衛隊の防衛構想を踏まえた陸上自衛隊装備品（戦車及びりゅう弾砲塔部）の研究開発に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社日本製鋼所への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 通信団副団長
陸将補 今井 恵治

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将補 今井 恵治（以下「申請者」という。）は、平成21年8月1日付で自衛隊を退職し、平成21年12月1日付で、株式会社エム・シー・シーに就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社エム・シー・シーは、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、北部方面通信群長（平成16年8月2日から平成17年3月22日）、陸上自衛隊補給統制本部通信電子部長（平成17年3月23日から平成19年7月31日）及び通信団副団長（平成19年8月1日から平成21年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社エム・シー・シーとの間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、北部方面通信群（平成16年8月2日から平成17年3月22日）、陸上自衛隊補給統制本部（平成17年3月23日から平成19年7月31日）及び通信団（平成19年8月1日から平成21年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と株式会社エム・シー・シーとの間で締結さ

れた契約の総額が当該年度における株式会社エム・シー・シーの売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.34%）は、25%未満である。

- 3 申請者が株式会社エム・シー・シーにおいて就く予定である嘱託の地位の職務内容は、通信科職種の知識・経験を生かした将来衛星通信システムの開発及び現衛星通信システムの維持管理に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社エム・シー・シーへの就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 北部方面後方支援隊副隊長
陸将補 姫氏原 芳明

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将補 姫氏原 芳明（以下「申請者」という。）は、平成21年8月1日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、ダイキン工業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 ダイキン工業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、青森駐屯地業務隊長（平成16年8月2日から平成17年7月31日）、陸上自衛隊北海道補給処装備計画部長（平成17年8月1日から平成20年3月25日）及び北部方面後方支援隊副隊長（平成20年3月26日から平成21年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省とダイキン工業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、青森駐屯地業務隊（平成16年8月2日から平成17年7月31日）、陸上自衛隊北海道補給処（平成17年8月1日から平成20年3月25日）及び北部方面後方支援隊（平成20年3月26日から平成21年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関とダイキン工業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度におけるダイキン工業株式会社の売上

額又は仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者がダイキン工業株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、武器科職種の知識・経験を生かした各種弾薬の補給整備及び改善に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者のダイキン工業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 陸上自衛隊需品学校副校長（兼）企画室長
陸将補 精山 英人

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将補 精山 英人（以下「申請者」という。）は、平成21年8月1日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、帝人ファイバー株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 帝人ファイバー株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、陸上自衛隊北海道補給処総務部長（平成16年8月2日から平成18年12月5日）及び陸上自衛隊需品学校副校長（兼）企画室長（平成18年12月6日から平成21年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と帝人ファイバー株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、陸上自衛隊北海道補給処（平成16年8月2日から平成18年12月5日）及び陸上自衛隊需品学校（平成18年12月6日から平成21年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と帝人ファイバー株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における帝人ファイバー株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が帝人ファイバー株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、需品科職種の知識・経験を生かした需品科装備品（戦闘服及び被服装具類）の開発・改善に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の帝人ファイバー株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 防衛大学校教授
陸将補 関口 健兒

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将補 関口 健兒（以下「申請者」という。）は、平成21年8月1日付で自衛隊を退職し、平成21年11月21日付で、日油株式会社に就職する予定である。同社における地位は、参与（非役員。常勤）の予定である。
- 2 日油株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、技術研究本部下北試験場長（平成16年8月2日から平成19年3月27日）及び防衛大学校教授（平成19年3月28日から平成21年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と日油株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、技術研究本部（平成16年8月2日から平成19年3月27日）及び防衛大学校（平成19年3月28日から平成21年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と日油株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における日油株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.13%）は、25%未満である。

- 3 申請者が日油株式会社において就く予定である参与の地位の職務内容は、武器科職種の知識・経験を生かした各種弾薬の補給整備及び改善に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の日油株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 陸上自衛隊幹部学校主任教官
陸将補 田辺 利明

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将補 田辺 利明（以下「申請者」という。）は、平成21年8月1日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、日本電気株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 日本電気株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、陸上自衛隊研究本部主任研究開発官（平成16年8月2日から平成17年7月27日）、陸上自衛隊研究本部総合研究部第3研究課長（平成17年7月28日から平成20年3月25日）及び陸上自衛隊幹部学校主任教官（平成20年3月26日から平成21年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と日本電気株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に占める在職機関は、陸上自衛隊研究本部（平成16年8月2日から平成20年3月25日）及び陸上自衛隊幹部学校（平成20年3月26日から平成21年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と日本電気株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における日本電気株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.00%）は、25%未満である。

- 3 申請者が日本電気株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、通信科職種の知識・経験を生かした将来の補給関連システム（補給管理システム（改））の開発に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の日本電気株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 富士教導団長
陸将補 塚田 章

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将補 塚田 章（以下「申請者」という。）は、平成21年7月21日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、株式会社小松製作所に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社小松製作所は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、第6師団司令部幕僚長（平成16年7月22日から平成18年3月26日）、陸上自衛隊幹部学校教育部長（平成18年3月27日から平成19年3月27日）及び富士教導団長（平成19年3月28日から平成21年7月21日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社小松製作所との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、第6師団（平成16年7月22日から平成18年3月26日）、陸上自衛隊幹部学校（平成18年3月27日から平成19年3月27日）及び富士教導団（平成19年3月28日から平成21年7月21日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と株式会社小松製作所との間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社小松製作所の売上額又は仕入額等の総

額に占める割合（最高でも0.00%）は、25%未満である。

- 3 申請者が株式会社小松製作所において就く予定である顧問の地位の職務内容は、普通科職種の知識・経験を生かした装甲車両等の整備及び改善に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社小松製作所への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 陸上自衛隊東北補給処副処長
陸将補 中川 公太郎

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将補 中川 公太郎（以下「申請者」という。）は、平成21年8月1日付で自衛隊を退職し、平成21年10月16日付で、旭精機工業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、第1事業部長付（非役員。常勤）の予定である。
- 2 旭精機工業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、東北方面武器隊長（平成16年8月2日から平成17年3月31日）、自衛隊福島地方連絡部長（平成17年4月1日から平成18年7月30日）、自衛隊福島地方協力本部長（平成18年7月31日から平成18年12月5日）及び陸上自衛隊東北補給処副処長（平成18年12月6日から平成21年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と旭精機工業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に占めていた在職機関は、東北方面武器隊（平成16年8月2日から平成17年3月31日）、自衛隊福島地方連絡部（平成17年4月1日から平成18年7月30日）、自衛隊福島地方協力本部（平成18年7月31日から平成18年12月5日）及び陸上自衛隊東北補給処（平成18年12月6日から平成21年8月1日）として取り扱われるが、当該期

間中のいずれの年度においても、これら在職機関と旭精機工業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における旭精機工業株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が旭精機工業株式会社において就く予定である第1事業部長付の地位の職務内容は、武器科職種の知識・経験を生かした各種弾薬の補給整備及び改善に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の旭精機工業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 東部方面航空隊長（兼）立川駐屯地司令
陸将補 古本 和彦

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将補 古本 和彦（以下「申請者」という。）は、平成21年8月1日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、三菱プレシジョン株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 三菱プレシジョン株式会社及び同社の会社法上の親会社である三菱電機株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、自衛隊旭川地方連絡部長（平成16年8月2日から平成16年8月29日）、防衛研究所主任研究官（平成16年8月30日から平成19年8月31日）及び東部方面航空隊長（兼）立川駐屯地司令（平成19年9月1日から平成21年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と三菱プレシジョン株式会社及び三菱電機株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、自衛隊旭川地方連絡部（平成16年8月2日から平成16年8月29日）、防衛研究所（平成16年8月30日から平成19年8月31日）及び東部方面航空隊（平成19年9月1日から平成21年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と三菱プレシジョン株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における三菱プレシジョン株式会社の売上額又は

仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。
また、当該期間中のいずれの年度においても、同在職機関と三菱電機株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における三菱電機株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が三菱プレシジョン株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、航空科職種の知識・経験を生かした航空科装備品（操縦訓練シミュレータ）の改善に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の三菱プレシジョン株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 東北方面後方支援隊長
陸将補 水野 博之

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将補 水野 博之（以下「申請者」という。）は、平成21年8月1日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、統合幕僚会議事務局第3幕僚室防衛情報通信基盤管理運営室長（平成16年8月2日から平成18年3月26日）、中部方面総監部調査部長（平成18年3月27日から平成19年7月31日）及び東北方面後方支援隊長（平成19年8月1日から平成21年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に在職機関は、統合幕僚会議事務局（平成16年8月2日から平成18年3月26日）、中部方面総監部（平成18年3月27日から平成19年7月31日）及び東北方面後方支援隊（平成19年8月1日から平成21年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のい

ずれの年度においても、これら在職機関とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度におけるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.00%）は、25%未満である。

- 3 申請者がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、通信科職種の知識・経験を生かした情報通信インフラの整備及び改善に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者のエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。

よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 自衛艦隊司令官
海将 泉 徹

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将 泉 徹（以下「申請者」という。）は、平成21年7月21日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、三菱商事株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 三菱商事株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、海上自衛隊第1術科学校長（平成16年7月22日から平成17年7月27日）、舞鶴地方総監（平成17年7月28日から平成19年7月2日）、海上自衛隊幹部学校長（平成19年7月3日から平成20年7月31日）及び自衛艦隊司令官（平成20年8月1日から平成21年7月21日）であるが、当該期間中において、防衛省と三菱商事株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に占めていた在職機関は、海上自衛隊第1術科学校（平成16年7月22日から平成17年7月27日）、海上自衛隊（平成17年7月28日から平成19年7月2日）、海上自衛隊幹部学校（平成19年7月3日から平成20年7月31日）及び自衛艦隊（平成20年8月1日から平成21年7月21日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と三菱商事株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における三菱商事株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.03%）は、25%未満である。

- 3 申請者が三菱商事株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、海上自衛隊の防衛構想及び運用構想を踏まえた各種装備品の事業化（輸入等）の企画立案に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の三菱商事株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 佐世保地方総監
海将 加藤 保

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将 加藤 保（以下「申請者」という。）は、平成21年7月21日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、三菱重工業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 三菱重工業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、統合幕僚会議事務局第1幕僚室長（平成16年7月22日から平成16年8月29日）、舞鶴地方総監（平成16年8月30日から平成17年7月27日）、統合幕僚会議事務局長（平成17年7月28日から平成18年3月26日）、統合幕僚副長（平成18年3月27日から平成18年8月3日）、海上幕僚副長（平成18年8月4日から平成20年3月23日）及び佐世保地方総監（平成20年3月24日から平成21年7月21日）であるが、当該期間中において、防衛省と三菱重工業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、統合幕僚会議事務局（平成16年7月22日から平成16年8月29日）、海上自衛隊（平成16年8月30日から平成17年7月27日）、統合幕僚会議事務局（平成17年7月28日から平成18年3月26日）、防衛省（平成18年3月27日から平成20年3月23日）及び海上自衛隊（平成20年3月24日から平成21年7月21日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、こ

れら在職機関と三菱重工業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における三菱重工業株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも16.86%）は、25%未満である。

- 3 申請者が三菱重工業株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、海上自衛隊の防衛構想、運用構想及び海上勤務経験を踏まえた艦艇の船体、機関、搭載武器に関する造船、修理時の指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の三菱重工業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 下総教育航空群司令
海将補 石川 喜代次

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将補 石川 喜代次（以下「申請者」という。）は、平成21年8月3日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、三菱プレシジョン株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 三菱プレシジョン株式会社及び同社の会社法上の親会社である三菱電機株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、第2航空群司令部首席幕僚（平成16年8月4日から平成16年8月29日）、防衛研究所教育部長（平成16年8月30日から平成18年8月3日）、海上自衛隊幹部学校研究部長（平成18年8月4日から平成20年7月31日）及び下総教育航空群司令（平成20年8月1日から平成21年8月3日）であるが、当該期間中において、防衛省と三菱プレシジョン株式会社及び三菱電機株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に占めていた在職機関は、第2航空群（平成16年8月4日から平成16年8月29日）、防衛研究所（平成16年8月30日から平成18年8月3日）、海上自衛隊幹部学校（平成18年8月4日から平成20年7月31日）及び下総教育航空群（平成20年8月1日から平成21年8月3日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と三菱プレシジョン株式会社との間で締結された契約の総額が

当該年度における三菱プレシジョン株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。また、当該期間中のいずれの年度においても、同在職機関と三菱電機株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における三菱電機株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が三菱プレシジョン株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、航空職域（戦術航空士）の経験を生かしたP-3C戦術訓練装置等の改善及び維持整備に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の三菱プレシジョン株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 装備施設本部艦船課長
海将補 鈴木 修

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将補 鈴木 修（以下「申請者」という。）は、平成21年8月3日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、函館どつく株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 函館どつく株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、海上自衛隊補給本部艦船部長（平成16年8月4日から平成17年3月31日）、自衛隊青森地方連絡部長（平成17年4月1日から平成18年7月30日）、自衛隊青森地方協力本部長（平成18年7月31日から平成18年12月5日）、装備本部大阪支部副支部長（平成18年12月6日から平成19年8月31日）及び装備施設本部艦船課長（平成19年9月1日から平成21年8月3日）であるが、当該期間中において、防衛省と函館どつく株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、海上自衛隊補給本部（平成16年8月4日から平成17年3月31日）、自衛隊青森地方連絡部（平成17年4月1日から平成18年7月30日）、自衛隊青森地方協力本部（平成18年7月31日から平成18年12月5日）、装備本部大阪支部（平成18年12月6日から平成19年8月31日）及び装備施設本部（平成19年9月1日から平成21年8月3日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの

年度においても、これら在職機関と函館どつく株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における函館どつく株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が函館どつく株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、装備職域の経験を生かした船舶の製造並びに修繕、海上公試等修理計画全般に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の函館どつく株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 第4航空群司令
海将補 高橋 和男

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将補 高橋 和男（以下「申請者」という。）は、平成21年7月21日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、富士通株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 富士通株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、第5航空群司令（平成16年7月22日から平成16年8月29日）、呉地方総監部幕僚長（平成16年8月30日から平成17年12月4日）、統合幕僚学校副校長（平成17年12月5日から平成19年12月2日）及び第4航空群司令（平成19年12月3日から平成21年7月21日）であるが、当該期間中において、防衛省と富士通株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、第5航空群（平成16年7月22日から平成16年8月29日）、呉地方総監部（平成16年8月30日から平成17年12月4日）、統合幕僚学校（平成17年12月5日から平成19年12月2日）及び第4航空群（平成19年12月3日から平成21年7月21日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と富士通株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における富士通株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.00%）は、25%未満である。

- 3 申請者が富士通株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、海上自衛隊の防衛構想及び運用構想を踏まえた航空機搭載通信システムの改善に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の富士通株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考える。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 第1航空修理隊司令
海将補 富松 克彦

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将補 富松 克彦（以下「申請者」という。）は、平成21年8月3日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、新明和工業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 新明和工業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、海上幕僚監部技術部技術第2課長（平成16年8月4日から平成16年12月19日）、契約本部大阪支部副支部長（平成16年12月20日から平成18年7月30日）、装備本部大阪支部副支部長（平成18年7月31日から平成18年12月5日）及び第1航空修理隊司令（平成18年12月6日から平成21年8月3日）であるが、当該期間中において、防衛省と新明和工業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、防衛省（平成16年8月4日から平成16年12月19日）、契約本部大阪支部（平成16年12月20日から平成18年7月30日）、装備本部大阪支部（平成18年7月31日から平成18年12月5日）及び第1航空修理隊（平成18年12月6日から平成21年8月3日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これらに在職機関と新明和工業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における新明和工業株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占

める割合（最高でも7.13%）は、25%未満である。

3 申請者が新明和工業株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、装備職域の経験を生かした海上自衛隊運用の航空機（US-2等）の改善及び整備に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。

4 その他、申請者の新明和工業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。

5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。

よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 第2潜水隊群司令
海将補 乳井 三治

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将補 乳井 三治（以下「申請者」という。）は、平成21年8月3日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、電気興業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 電気興業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、潜水艦教育訓練隊司令（平成16年8月4日から平成18年8月3日）、呉地方総監部防衛部長（平成18年8月4日から平成19年12月2日）及び第2潜水隊群司令（平成19年12月3日から平成21年8月3日）であるが、当該期間中において、防衛省と電気興業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に占める在職機関は、潜水艦教育訓練隊（平成16年8月4日から平成18年8月3日）、呉地方総監部（平成18年8月4日から平成19年12月2日）及び第2潜水隊群（平成19年12月3日から平成21年8月3日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と電気興業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における電気興業株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が電気興業株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、海上自衛隊での管理者としての知識・経験を生かした管理業務（社員教育、安全管理、情報管理等）全般であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の電気興業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 横須賀地方総監部幕僚長
海将補 山崎 郁夫

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将補 山崎 郁夫（以下「申請者」という。）は、平成21年7月21日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、富士重工業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 富士重工業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、海上自衛隊第3術科学校長（平成16年7月22日から平成18年3月26日）、海上自衛隊幹部学校副校長（平成18年3月27日から平成19年12月2日）及び横須賀地方総監部幕僚長（平成19年12月3日から平成21年7月21日）であるが、当該期間中において、防衛省と富士重工業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、海上自衛隊第3術科学校（平成16年7月22日から平成18年3月26日）、海上自衛隊幹部学校（平成18年3月27日から平成19年12月2日）及び横須賀地方総監部（平成19年12月3日から平成21年7月21日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と富士重工業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における富士重工業株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が富士重工業株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、海上自衛隊の防衛構想及び運用構想を踏まえた回転翼航空機の機体、発動機等の調査研究に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の富士重工業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 海上自衛隊東京業務隊付
1等海佐 大木 隆史

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 1等海佐 大木 隆史（以下「申請者」という。）は、平成21年8月28日付で自衛隊を退職し、平成21年11月1日付で、東京航空計器株式会社に就職する予定である。同社における地位は、従業員（非役員。常勤）の予定である。
- 2 東京航空計器株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、契約本部大阪支部検査第3課長（平成16年8月29日から平成18年3月26日）、技術研究本部技術開発官（航空機担当）付次期固定翼哨戒機・次期輸送機開発室副室長（平成18年3月27日から平成19年8月19日）、第2整備補給隊司令（平成19年8月20日から平成21年8月2日）及び海上自衛隊東京業務隊付（平成21年8月3日から平成21年8月28日）であるが、当該期間中において、防衛省と東京航空計器株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に占めていた在職機関は、契約本部大阪支部（平成16年8月29日から平成18年3月26日）、技術研究本部（平成18年3月27日から平成19年8月19日）、第2整備補給隊（平成19年8月20日から平成21年8月2日）及び海上自衛隊東京業務隊（平成21年8月3日から平成21年8月28日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と東京航空計器株式会社との間で締結された

契約の総額が当該年度における東京航空計器株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

3 申請者が東京航空計器株式会社において就く予定である従業員の地位の職務内容は、装備職域の経験を生かした航空機用計器等の整備及び改善に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。

4 その他、申請者の東京航空計器株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。

5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。

よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 海上自衛隊東京業務隊付
1等海佐 鈴木 俊明

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 1等海佐 鈴木 俊明（以下「申請者」という。）は、平成21年9月1日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、三波工業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、従業員（非役員。常勤）の予定である。
- 2 三波工業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、技術研究本部技術開発官（航空機担当）付第5開発室長（平成16年9月2日から平成16年12月19日）、統合幕僚会議事務局第3幕僚室勤務（平成16年12月20日から平成18年3月26日）、統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課統合通信体制班長（平成18年3月27日から平成19年7月31日）、第2航空修理隊司令（平成19年8月1日から平成21年8月2日）及び海上自衛隊東京業務隊付（平成21年8月3日から平成21年9月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と三波工業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、技術研究本部（平成16年9月2日から平成16年12月19日）、統合幕僚会議事務局（平成16年12月20日から平成18年3月26日）、統合幕僚監部（平成18年3月27日から平成19年7月31日）、第2航空修理隊（平成19年8月1日から平成21年8月2日）及び海上自衛隊東京業務隊（平成21年8月3日から平成

21年9月1日)として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と三波工業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における三波工業株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合(いずれの年度も0%)は、25%未満である。

- 3 申請者が三波工業株式会社において就く予定である従業員の地位の職務内容は、装備職域の経験を生かした航空機搭載電子機器(捜索用レーダ等)の改善に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の三波工業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 航空教育集団司令官
空将 菊川 忠継

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 空将 菊川 忠継（以下「申請者」という。）は、平成21年7月21日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、株式会社IHIに就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社IHIは、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、航空幕僚監部監理監察官（平成16年7月22日から平成16年8月29日）、航空総隊司令部幕僚長（平成16年8月30日から平成18年3月26日）、北部航空方面隊司令官（平成18年3月27日から平成19年3月27日）、航空幕僚副長（平成19年3月28日から平成20年7月31日）及び航空教育集団司令官（平成20年8月1日から平成21年7月21日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社IHIとの間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に占めていた在職機関は、防衛省（平成16年7月22日から平成16年8月29日）、航空総隊（平成16年8月30日から平成18年3月26日）、北部航空方面隊（平成18年3月27日から平成19年3月27日）、防衛省（平成19年3月28日から平成20年7月31日）及び航空教育集団（平成20年8月1日から平成21年7月21日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と株式

会社 I H I との間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社 I H I の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも 19.06%）は、25%未満である。

- 3 申請者が株式会社 I H I において就く予定である顧問の地位の職務内容は、飛行職域の経験を生かした航空機エンジンの技術的動向の調査研究に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社 I H I への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 航空総隊司令官
空将 永田 久雄

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 空将 永田 久雄（以下「申請者」という。）は、平成21年7月21日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、三菱商事株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 三菱商事株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、航空幕僚監部人事教育部長（平成16年7月22日から平成16年8月29日）、中部航空方面隊司令官（平成16年8月30日から平成17年7月27日）、航空幕僚副長（平成17年7月28日から平成19年3月27日）及び航空総隊司令官（平成19年3月28日から平成21年7月21日）であるが、当該期間中において、防衛省と三菱商事株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に占めていた在職機関は、防衛省（平成16年7月22日から平成16年8月29日）、中部航空方面隊（平成16年8月30日から平成17年7月27日）、防衛省（平成17年7月28日から平成19年3月27日）及び航空総隊（平成19年3月28日から平成21年7月21日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と三菱商事株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における三菱商事株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.

13%) は、25%未満である。

3 申請者が三菱商事株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、武装職域及び管理者としての経験を生かした航空機及び地对空誘導ミサイルに関する技術的動向の調査研究に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。

4 その他、申請者の三菱商事株式会社の就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。

5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。

よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 航空自衛隊幹部候補生学校長(兼)奈良基地司令
空将補 井上 勝

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 空将補 井上 勝（以下「申請者」という。）は、平成21年7月21日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、日本電気株式会社に就職する予定である。同社における地位は、参与（非役員。常勤）の予定である。
- 2 日本電気株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、南西航空警戒管制隊司令（平成16年7月22日から平成17年7月27日）、航空自衛隊第2術科学校長（平成17年7月28日から平成19年7月2日）及び航空自衛隊幹部候補生学校長(兼)奈良基地司令（平成19年7月3日から平成21年7月21日）であるが、当該期間中において、防衛省と日本電気株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、南西航空警戒管制隊（平成16年7月22日から平成17年7月27日）、航空自衛隊第2術科学校（平成17年7月28日から平成19年7月2日）及び航空自衛隊幹部候補生学校（平成19年7月3日から平成21年7月21日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と日本電気株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における日本電気株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が日本電気株式会社において就く予定である参与の地位の職務内容は、通信電子職域の経験を生かした自動警戒管制システムの機能向上に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の日本電気株式会社の就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 航空システム通信隊副司令
空将補 奥村 英延

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 空将補 奥村 英延（以下「申請者」という。）は、平成21年8月3日付で自衛隊を退職し、平成21年12月1日付で、日本無線株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 日本無線株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、航空幕僚監部会計監査室長（平成16年8月4日から平成17年7月31日）、航空自衛隊第4補給処東北支処長（兼）東北町分屯基地司令（平成17年8月1日から平成18年8月3日）、航空自衛隊第3補給処副処長（平成18年8月4日から平成20年7月31日）及び航空システム通信隊副司令（平成20年8月1日から平成21年8月3日）であるが、当該期間中において、防衛省と日本無線株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、航空自衛隊（平成16年8月4日から平成17年7月31日）、航空自衛隊第4補給処（平成17年8月1日から平成18年8月3日）、航空自衛隊第3補給処（平成18年8月4日から平成20年7月31日）及び航空システム通信隊（平成20年8月1日から平成21年8月3日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と日本無線株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における日本無線株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占

める割合（最高でも1.27%）は、25%未満である。

- 3 申請者が日本無線株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、通信電子職域の知識及び経験を生かした気象レーダー及び無線機等に関する技術的動向の調査研究、並びに運用及び技術面における改善等に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の日本無線株式会社の就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 航空自衛隊補給本部副本部長
空将補 松下 睦裕

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 空将補 松下 睦裕（以下「申請者」という。）は、平成21年7月21日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、株式会社リコーに就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社リコーは、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、航空自衛隊補給本部計画部長（平成16年7月22日から平成16年8月29日）、航空自衛隊幹部学校副校長（平成16年8月30日から平成17年1月11日）、航空自衛隊第2補給処長（兼）岐阜基地司令（平成17年1月12日から平成18年8月3日）、装備本部東京支部長（平成18年8月4日から平成19年8月31日）及び航空自衛隊補給本部副本部長（平成19年9月1日から平成21年7月21日）であり、防衛省と株式会社リコーとの間における機器等の購入に関する契約の締結に携わったことがあるが、当該契約額の総額（約1億1,700万円）の当該期間中における株式会社リコーの売上額又は仕入額等の総額に占める割合（0.00%）は1%未満であり、かつ、当該契約額の年度の総額（18年度約7,100万円、19年度約4,600万円）の各年度の株式会社リコーの売上額又は仕入額等の総額に占める割合（18年度約0.01%、19年度約0.00%）は5%未満である。また、機器等の購入に関する契約額（約1億1,700万円）は、限度額である3億円の承認基準を満たしている。

- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、航空自衛隊補給本部（平成16年7月22日から平成16年8月29日）、航空自衛隊幹部学校（平成16年8月30日から平成17年1月11日）、航空自衛隊（平成17年1月12日から平成18年8月3日）、装備本部（平成18年8月4日から平成19年8月31日）及び航空自衛隊補給本部（平成19年9月1日から平成21年7月21日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と株式会社リコーとの間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社リコーの売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.09%）は、25%未満である。
- 3 申請者が株式会社リコーにおいて就く予定である顧問の地位の職務内容は、整備職域及び補給処勤務の経験を生かした事務用機器の品質管理及びマーケティング調査に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社リコーの就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 航空総隊司令部飛行隊司令
空将補 桃木 正幸

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 空将補 桃木 正幸（以下「申請者」という。）は、平成21年8月3日付で自衛隊を退職し、平成21年10月16日付で、三菱電機株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 三菱電機株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、第83航空隊副司令（平成16年8月4日から平成17年12月4日）、第7航空団副司令（平成17年12月5日から平成19年3月31日）、航空教育集団司令部監理監察官（平成19年4月1日から平成20年3月31日）及び航空総隊司令部飛行隊司令（平成20年4月1日から平成21年8月3日）であるが、当該期間中において、防衛省と三菱電機株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、第83航空隊（平成16年8月4日から平成17年12月4日）、第7航空団（平成17年12月5日から平成19年3月31日）、航空教育集団（平成19年4月1日から平成20年3月31日）及び航空総隊（平成20年4月1日から平成21年8月3日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と三菱電機株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における三菱電機株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度

も0%)は、25%未満である。

- 3 申請者が三菱電機株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、飛行職域の知識及び経験を生かした航空機搭載火器管制レーダー等に関する技術的動向の調査研究、並びに運用及び技術面における改善等に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の三菱電機株式会社の就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考える。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 航空自衛隊幹部学校付
1等空佐 畔柳 敏郎

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 1等空佐 畔柳 敏郎（以下「申請者」という。）は、平成21年8月9日付で自衛隊を退職し、平成21年10月21日付で、富士通株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 富士通株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、情報本部勤務（平成16年8月10日から平成19年3月31日）、技術研究本部技術開発官（航空機担当）付総括室長（平成19年4月1日から平成20年3月31日）、航空自衛隊幹部学校主任教官（平成20年4月1日から平成21年8月2日）及び航空自衛隊幹部学校付（平成21年8月3日から平成21年8月9日）であるが、当該期間中において、防衛省と富士通株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に占めていた在職機関は、情報本部（平成16年8月10日から平成19年3月31日）、技術研究本部（平成19年4月1日から平成20年3月31日）、航空自衛隊幹部学校（平成20年4月1日から平成21年8月9日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と富士通株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における富士通株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.00%）は、25%未満である。

- 3 申請者が富士通株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、研究開発職域の知識及び経験を生かした電子計算機及びネットワーク等に関する技術的動向の調査研究、並びに運用及び技術面における改善等に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の富士通株式会社の就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考える。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 航空システム通信隊付
1等空佐 吉原 方人

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 1等空佐 吉原 方人（以下「申請者」という。）は、平成21年10月9日付で自衛隊を退職し、平成21年11月1日付で、株式会社東芝に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社東芝は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、統合幕僚会議事務局第3幕僚室勤務（平成16年10月10日から平成18年3月26日）、航空幕僚監部防衛部付（平成18年3月27日から平成18年3月31日）、航空システム通信隊保全監査群司令（平成18年4月1日から平成20年7月31日）、航空自衛隊第4術科学校副校長（平成20年8月1日から平成21年8月2日）及び航空システム通信隊付（平成21年8月3日から平成21年10月9日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社東芝との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、統合幕僚会議事務局（平成16年10月10日から平成18年3月26日）、航空自衛隊（平成18年3月27日から平成18年3月31日）、航空システム通信隊（平成18年4月1日から平成20年7月31日）、航空自衛隊第4術科学校（平成20年8月1日から平成21年8月2日）及び航空システム通信隊（平成21年8月3日から平成21年10月9日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの

年度においても、これら在職機関と株式会社東芝との間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社東芝の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.26%）は、25%未満である。

- 3 申請者が株式会社東芝において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、通信電子職域の知識及び経験を生かした警戒管制レーダー及び航空機搭載通信電子機器機等に関する技術的動向の調査研究、並びに運用及び技術面における改善等に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社東芝の就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 航空自衛隊補給本部付
1等空佐 渡邊 喜郎

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 1等空佐 渡邊 喜郎（以下「申請者」という。）は、平成21年8月10日付で自衛隊を退職し、平成21年10月1日付で、コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、航空総隊司令部装備部補給課長（平成16年8月11日から平成16年11月30日）、第3輸送航空隊整備補給群司令（平成16年12月1日から平成17年12月4日）、航空自衛隊第1補給処立川支処長（兼）立川分屯基地司令（平成17年12月5日から平成19年3月27日）、第1航空団基地業務群司令（平成19年3月28日から平成20年3月31日）、航空自衛隊補給本部第1部長（平成20年4月1日から平成21年8月2日）及び航空自衛隊補給本部付（平成21年8月3日から平成21年8月10日）であり、防衛省とコニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社との間における機器等の購入及び資材等の購入に関する契約の締結に携わったことがあるが、いずれの年度においても、当該契約額の総額は2,000万円未満（最高でも約88万円）であり、承認基準を満たしている。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、航空総隊（平成16年8月1

1日から平成16年11月30日)、第3輸送航空隊(平成16年12月1日から平成17年12月4日)、航空自衛隊第1補給処(平成17年12月5日から平成19年3月27日)、第1航空団(平成19年3月28日から平成20年3月31日)及び航空自衛隊補給本部(平成20年4月1日から平成21年8月10日)として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関とコニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度におけるコニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合(最高でも1.01%)は、25%未満である。

3 申請者がコニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、補給職域及び基地業務群司令としての経験を生かした新規事業提案(セキュリティ及びネットワーク機能)に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。

4 その他、申請者のコニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社の就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。

5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。

よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 大臣官房付
行政職（一） 9級 立石 孝男

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 行政職（一） 9級 立石 孝男（以下「申請者」という。）は、平成21年8月1日付で防衛省を退職し、平成21年10月1日付で、株式会社綜企画設計に就職する予定である。同社における地位は、従業員（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社綜企画設計は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、福岡防衛施設局事業部長（平成16年8月2日から平成18年7月30日）及び大臣官房付（平成21年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社綜企画設計との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、福岡防衛施設局（平成16年8月2日から平成18年7月30日）及び防衛省（平成21年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と株式会社綜企画設計との間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社綜企画設計の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも1.53%）は、25%未満である。
- 3 申請者が株式会社綜企画設計において就く予定である従業員の地位の職務

内容は、地方防衛局等での知識と経験を生かした官庁契約における関係法規、規則の解釈及び事務手続要領等の契約制度に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。

4 その他、申請者の株式会社総企画設計への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。

5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。

よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 防衛医科大学校事務局経理部長
行政職（一） 9級 佐藤 裕

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 行政職（一） 9級 佐藤 裕（以下「申請者」という。）は、平成21年8月1日付で防衛省を退職し、平成21年10月1日付で、住友精密工業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 住友精密工業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在籍していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、技術研究本部第2研究所総務課長（平成16年8月2日から平成18年7月30日）、防衛医科大学校事務局総務部総務課長（平成18年7月31日から平成19年8月31日）及び防衛医科大学校事務局経理部長（平成19年9月1日から平成21年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と住友精密工業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、技術研究本部第2研究所（平成16年8月2日から平成18年7月30日）及び防衛医科大学校（平成18年7月31日から平成21年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と住友精密工業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における住友精密工業株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が住友精密工業株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、官庁契約における予算、関係法規、規則の解釈及び事務手続要領等の契約制度に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の住友精密工業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 防衛医科大学校事務局総務部長
行政職（一）９級 藤野 幸一

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 行政職（一）９級 藤野 幸一（以下「申請者」という。）は、平成２０年８月１日付で防衛省を退職し、平成２１年１０月１日付で、株式会社日立製作所に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社日立製作所は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第６２条第２項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前５年間に在籍していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第３項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前５年間に占めていた官職は、防衛医科大学校病院事務部長（平成１５年８月２日から平成１６年７月２２日）、防衛医科大学校事務局総務部総務課長（平成１６年７月２３日から平成１７年８月７日）、技術研究本部総務部総務課長（平成１７年８月８日から平成１８年７月３０日）、防衛医科大学校事務局経理部長（平成１８年７月３１日から平成１９年８月３１日）及び防衛医科大学校事務局総務部長（平成１９年９月１日から平成２０年８月１日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社日立製作所との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前５年間に占めていた在職機関は、防衛医科大学校（平成１５年８月２日から平成１７年８月７日）、技術研究本部（平成１７年８月８日から平成１８年７月３０日）、及び防衛医科大学校（平成１８年７月３１日から平成２０年８月１日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と株式会社日立製作所との間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社日立製作所の売上額又は仕入額等の総額に占

める割合（最高でも0.01%）は、25%未満である。

- 3 申請者が株式会社日立製作所において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、官庁契約における予算、関係法規、規則の解釈及び事務手続要領等の契約制度に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社日立製作所への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 情報本部勤務
行政職（一） 9級 中村 信俊

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 行政職（一） 9級 中村 信俊（以下「申請者」という。）は、平成21年8月1日付で防衛省を退職し、平成21年10月1日付で、株式会社エアロパートナーズに就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社エアロパートナーズは、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在籍していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、装備本部品質管理課長（平成18年7月31日から平成19年8月31日）及び情報本部勤務（平成19年9月1日から平成21年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社エアロパートナーズとの間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、装備本部（平成18年7月31日から平成19年8月31日）及び情報本部（平成19年9月1日から平成21年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と株式会社エアロパートナーズとの間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社エアロパートナーズの売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも11.24%）は、25%未満である。
- 3 申請者が株式会社エアロパートナーズにおいて就く予定である顧問の地位

の職務内容は、本社業務における社内のコンプライアンスに関わる事項の調査の徹底と定期報告、品質管理、新規取引先と取引内容等に対する審査及び販売品目・不具合対処の統計等に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。

4 その他、申請者の株式会社エアロパートナーズへの就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。

5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。

よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 北海道防衛局次長
行政職（一） 9級 山根 昇

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 行政職（一） 9級 山根 昇（以下「申請者」という。）は、平成21年8月1日付で防衛省を退職し、平成21年10月1日付で、復建調査設計株式会社に就職する予定である。同社における地位は、従業員（非役員。常勤）の予定である。
- 2 復建調査設計株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、防衛施設庁総務部施設調査官（平成16年8月2日から平成18年8月20日）、東京防衛施設局次長（平成18年8月21日から平成19年3月31日）、防衛施設庁総務部施設調査官（平成19年4月1日から平成19年8月31日）及び北海道防衛局次長（平成19年9月1日から平成21年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と復建調査設計株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、防衛施設庁（平成16年8月2日から平成19年8月31日）及び防衛省（平成19年9月1日から平成21年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これらに在職機関と復建調査設計株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における復建調査設計株式会社の売上額又は仕入額等の総額に

占める割合（最高でも2.42%）は、25%未満である。

- 3 申請者が復建調査設計株式会社において就く予定である従業員の地位の職務内容は、地方防衛局等での知識と経験を生かした建設コンサルタント事業に関する企画、調査及び技術指導であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の復建調査設計株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 北海道防衛局総務部長
行政職（一）９級 佐々木 勝行

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 行政職（一）９級 佐々木 勝行（以下「申請者」という。）は、平成２１年８月１日付で防衛省を退職し、平成２１年１０月１日付で、八千代エンジニアリング株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 八千代エンジニアリング株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第６２条第２項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前５年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第３項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前５年間に占めていた官職は、東京防衛施設局建設部長（平成１６年８月２日から平成１７年８月７日）、福岡防衛施設局建設部長（平成１７年８月８日から平成１９年８月３１日）、北海道防衛局調達部長（平成１９年９月１日から平成２０年３月３１日）及び北海道防衛局総務部長（平成２０年４月１日から平成２１年８月１日）であり、防衛省と八千代エンジニアリング株式会社との間における調査・研究・広告等の受託に関する契約に携わったことがあるが、いずれの年度においても、当該契約額の総額は２，０００万円未満（最高でも約６５０万円）であり、承認基準を満たしている。
- 2 申請者の離職前５年間ににおける在職機関は、東京防衛施設局（平成１６年８月２日から平成１７年８月７日）、福岡防衛施設局（平成１７年８月８日から平成１９年８月３１日）及び北海道防衛局（平成１９年９月１日から平

成21年8月1日)として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と八千代エンジニアリング株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における八千代エンジニアリング株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合(最高でも0.02%)は、25%未満である。

- 3 申請者が八千代エンジニアリング株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、地方防衛局等での知識と経験を生かした建設コンサルタント事業に対する企画・提案、施工監理計画の立案等であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の八千代エンジニアリング株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。

よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 東北防衛局調達部長
行政職（一） 9級 永田 省一

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 行政職（一） 9級 永田 省一（以下「申請者」という。）は、平成21年8月1日付で防衛省を退職し、平成21年11月1日付で、株式会社梓設計に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社梓設計は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、防衛施設庁建設部建設企画課技術調査・抗たん施設工事研究室長（平成16年8月2日から平成17年8月7日）、東京防衛施設局建設部長（平成17年8月8日から平成19年3月31日）、仙台防衛施設局建設部長（平成19年4月1日から平成19年8月31日）及び東北防衛局調達部長（平成19年9月1日から平成21年8月1日）であり、防衛省と株式会社梓設計との間における調査・研究・広告等の受託に関する契約に携わったことがあるが、当該契約額の総額（約8,300万円）の当該期間中における株式会社梓設計の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（0.30%）は1%未満であり、かつ、当該契約額の年度の総額（18年度約7,200万円、20年度約1,100万円）の各年度の株式会社梓設計の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（18年度約1.27%、20年度約0.21%）は5%未満である。また、調査・研究・広告等の受託に関する契約額（約8,300万円）は、限度額である1億円

の基準を満たしている。

- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、防衛施設庁（平成16年8月2日から平成17年8月7日）、東京防衛施設局（平成17年8月8日から平成19年3月31日）、仙台防衛施設局（平成19年4月1日から平成19年8月31日）及び東北防衛局（平成19年9月1日から平成21年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これらに在職機関と株式会社梓設計との間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社梓設計の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも1.49%）は、25%未満である。
- 3 申請者が株式会社梓設計において就く予定である顧問の地位の職務内容は、地方防衛局等での知識と経験を生かした官庁契約における関係法規、規則の解釈及び事務手続要領等の契約制度に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社梓設計への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考えられる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 北関東防衛局調達部長
行政職（一）９級 大木 克彦

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 行政職（一）９級 大木 克彦（以下「申請者」という。）は、平成２１年８月１日付で防衛省を退職し、平成２１年１１月１日付で、日本海洋コンサルタント株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 日本海洋コンサルタント株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第６２条第２項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前５年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第３項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前５年間に占めていた官職は、那覇防衛施設局建設部建設調整官（平成１６年８月２日から平成１７年８月７日）、仙台防衛施設局建設部長（平成１７年８月８日から平成１９年３月３１日）、東京防衛施設局建設部長（平成１９年４月１日から平成１９年８月３１日）及び北関東防衛局調達部長（平成１９年９月１日から平成２１年８月１日）であるが、当該期間中において、防衛省と日本海洋コンサルタント株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前５年間に占めていた在職機関は、那覇防衛施設局（平成１６年８月２日から平成１７年８月７日）、仙台防衛施設局（平成１７年８月８日から平成１９年３月３１日）、東京防衛施設局（平成１９年４月１日から平成１９年８月３１日）及び北関東防衛局（平成１９年９月１日から平成２１

年8月1日)として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と日本海洋コンサルタント株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における日本海洋コンサルタント株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合(いずれの年度も0%)は、25%未満である。

- 3 申請者が日本海洋コンサルタント株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、地方防衛局等での知識と経験を生かした建設コンサルタント事業に対する企画・提案、施工監理計画の立案等であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の日本海洋コンサルタント株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 九州防衛局調達部長
行政職（一） 9級 大楽 幸市

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 行政職（一） 9級 大楽 幸市（以下「申請者」という。）は、平成 21 年 8 月 1 日付で防衛省を退職し、平成 21 年 11 月 1 日付で、株式会社国建に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社国建は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第 62 条第 2 項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前 5 年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第 3 項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前 5 年間に占めていた官職は、防衛施設庁建設部設備課長（平成 16 年 8 月 2 日から平成 18 年 7 月 30 日）、横浜防衛施設局建設部長（平成 18 年 7 月 31 日から平成 19 年 8 月 31 日）及び九州防衛局調達部長（平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 8 月 1 日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社国建との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前 5 年間に占めていた在職機関は、防衛施設庁（平成 16 年 8 月 2 日から平成 18 年 7 月 30 日）、横浜防衛施設局（平成 18 年 7 月 31 日から平成 19 年 8 月 31 日）及び九州防衛局（平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 8 月 1 日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら 3 機関と株式会社国建との間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社国建の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高

でも6.24%)は、25%未満である。

- 3 申請者が株式会社国建において就く予定である顧問の地位の職務内容は、地方防衛局等での知識と経験を生かした建築に関する計画、調査、設計、工事監理等に対する技術指導であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社国建への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。
よって、主文のとおり議決する。

議 決

承認申請者 沖縄防衛局次長
行政職（一）9級 坂野 祥一

主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

事 実 関 係

- 1 承認申請者 行政職（一）9級 坂野 祥一（以下「申請者」という。）は、平成21年8月1日付で防衛省を退職し、平成21年11月1日付で、沖縄電力株式会社に就職する予定である。同社における地位は、参与（非役員。常勤）の予定である。
- 2 沖縄電力株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、東京防衛施設局施設部長（平成16年8月2日から平成18年8月20日）、防衛施設庁施設部施設取得課長（平成18年8月21日から平成19年8月31日）、地方協力局施設管理課長（平成19年9月1日から平成20年7月31日）及び沖縄防衛局次長（平成20年8月1日から平成21年8月1日）であり、防衛省と沖縄電力株式会社との間における賃貸借に関する契約に携わったことがあるが、当該契約額の総額（約2,100万円）の当該期間中における沖縄電力株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（0.00%）は1%未満であり、かつ、当該契約額の年度の総額（20年度約2,100万円）の年度の沖縄電力株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（20年度約0.01%）は5%未満である。また、賃貸借に関する契約額（約2,100万円）は、限度額である1億円の基準を満たしている。

- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、東京防衛施設局（平成16年8月2日から平成18年8月20日）、防衛施設庁（平成18年8月21日から平成19年8月31日）及び防衛省（平成19年9月1日から平成21年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と沖縄電力株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における沖縄電力株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.87%）は、25%未満である。
- 3 申請者が沖縄電力株式会社において就く予定である参与の地位の職務内容は、地方防衛局等での知識と経験を生かした、沖縄県特有の台風等自然災害に対応した電気事業に関する防災計画への企画・調査及び離島における災害復旧時の自衛隊等への協力に関する助言等であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の沖縄電力株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考えられる。
よって、主文のとおり議決する。